

○ 鹿児島工業高等専門学校学級担任の免除に関する申合せ

平成20年12月19日

校務連絡協議会承認

(目的)

1. 鹿児島工業高等専門学校における教員の校務分担の公平性を確保し、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(学級担任の免除)

2. 鹿児島工業高等専門学校運営会議規則第3条第2号、第3号及び第6号の規定に基づき、運営会議の委員となった教員については、原則として、鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程第21条に規定する学級担任を免除するものとする。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。